認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{17} ＝ 1.000
O_{18} ＝ 5.038
O_{19} ＝ 4.943
O_{20} ＝ 4.98764
O_{21} ＝ 5.31084
O_{22} ＝ 5.31274
O_{23} ＝ 5.33365
O_{24} ＝ 5.39354
O_{25} ＝ 5.51331
O_{26} ＝ 5.72338
O_{27} ＝ 6.10837
O_{28} ＝ 5.1236
O_{29} ＝ 5.1331
O_{30} ＝ 5.17015
$O_{令元}$ ＝ 5.15209
$O_{令2}$ ＝ 5.11217
$O_{令3}$ ＝ 4.12262
$O_{令4}$ ＝ 4.28802
$O_{令5}$ ＝ 0.90304
$O_{令6}$ ＝ 1.36692

P_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

P_{17} ＝ 1.000
P_{18} ＝ 5.038

地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額

Q_{22} ＝ 1.00000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{17} ＝ 1.000
S_{18} ＝ 0.981
S_{19} ＝ 0.963
S_{20} ＝ 0.97300
S_{21} ＝ 1.03574
S_{22} ＝ 1.03648
S_{23} ＝ 1.04093
S_{24} ＝ 1.05574
S_{25} ＝ 1.08093
S_{26} ＝ 1.12537
S_{27} ＝ 1.019
S_{28} ＝ 1.0000
S_{29} ＝ 1.0019
S_{30} ＝ 1.00870
$S_{令元}$ ＝ 1.00481
$S_{令2}$ ＝ 0.79519
$S_{令3}$ ＝ 0.80500
$S_{令4}$ ＝ 0.12778
$S_{令5}$ ＝ 0.17593
$S_{令6}$ ＝ 0.26630

T_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{17} ＝ 1.000
U_{18} ＝ 0.981